

大田市新庁舎整備基本設計公募型プロポーザルに係る質疑回答 一覧

No.	区分	質問	回答
1	募集要項 p2,4 1. (3) プロポーザル方式の種別と採用理由 2. (4) ④キ. DB 事業者選定アドバイザー業務との連携	本業務「大田市新庁舎整備基本設計業務」の受託者が、基本設計を先行して作成した後に実施設計と施工を一括して発注する「基本設計先行型デザインビルド方式」等いかなる業務の受注を制限するものではないと解釈してよろしいでしょうか。	募集要項に記載のある「DB 事業者選定アドバイザー業務」（令和 6-8 年度発注予定）の受注については、本業務受託者の受注制限をかけることを予定していますが、そのほかの業務（DB 事業含む）には、本業務の受注を理由とした受注制限の予定はありません。
2	募集要項 p3 2. (4) ③ア. 会議運営支援	会議体への現地参加の回数について、新庁舎整備検討本部会議：3 回、WG：0 回（Web 参加 20 回）、新庁舎整備検討市民会議：5 回、基本設計方針意見交換会：0 回、中間説明会：0 回、素案説明会：1 回と想定しておりますが、よろしいでしょうか。 また、市民委員への謝金と実費弁償については、受注者が直接支払うのでしょうか。	会議体への現地参加回数、市民会議委員への支払いについても、お見込みのとおりです。
3	募集要項 p3 2. (4) ④ア. 基本計画の遵守	『新庁舎の機能や施設計画（新庁舎の配置エリア、フロア構成等）、事業化スケジュール等は、基本計画を遵守すること。（略）地階フロアを想定する市民活用に十分留意すること。』とありますが、今回提案において、配置エリア、フロア構成等への変更はどの程度可能と考えればよろしいでしょうか。 また、地階フロアを想定とは、地上階 4-5 階とは別に地下階を想定するということでしょうか。	建設予定地の範囲内で各種機能が収まり、基本計画の基本理念、基本方針に基づき、審査の考え方に適したものとしてください。 なお、当該部分の「地階」とは、地上階 1 階を指します。

4	募集要項 p3 2.(4)④ア. 基本計画の遵守	『新庁舎の機能や施設計画(新庁舎の配置エリア、フロア構成等。)、事業化スケジュール等は、基本計画を遵守すること』について、「大田市新庁舎整備基本計画」の記載とは異なる提案は可能でしょうか。	質問3の回答のとおりです。
5	募集要項 p3-4 2.(4)②ア. 新庁舎建設工事 同④エ. コストマネジメント	『新庁舎建設工事(建築、構造、電気設備、機械設備。付属施設含む。)]にあります付属施設と、『新庁舎建設の本体工事、付帯工事(略)]にあります付帯工事は、同一のものと考えてよろしいでしょうか。また、その内容(用途・規模等)をご教示いただけますか。 付属施設あるいは付帯工事の概算事業費としましては、庁舎建設工事費約 62.0-66.0 億円の中に含まれると考えてよろしいでしょうか。	原則、同一のものとなり、庁舎建設工事費に含まれます。 用途や規模については基本設計で検討を進めますので、現時点でお示しできるものはございません。 なお、例外として駐車場整備については、基本計画における概算事業費では「庁舎建設工事費」と別に「立体駐車場建設費」を計上していますが、募集要項の付属施設、付帯工事には含まれますので、基本設計業務の中での設計の必要があります。
6	募集要項 p4 2.(4)④イ. 建物規模	募集要項には『計画延床面積は現時点で 8,200 m ² を想定』とありますが、基本計画 p29 では『新庁舎の規模は 8,200-8,500 m ² 』と記載があります。基本計画の規模を想定し、検討してよろしいでしょうか。	8,200 m ² を上限として提案ください。 なお、コストダウンとコンパクト化の観点から、これより少ない面積の提案についても十分ご検討ください。
7	募集要項 p4 2.(4)④イ. 建物規模	基本計画 p28 では新庁舎の必要規模はオフィス環境調査を踏まえ、『B 案』を採用されていますが、オフィス環境整備業務報告書では『B-1 案』『B-2 案』『B-3 案』と 3 案検討されています。 新庁舎想定規模: 8,200-8,500 m ² にはどの案を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	オフィス環境整備業務報告書における B-1 案をベースとして、その他必要と考えられる機能を追加したうえで、基本計画の面積を想定しています。

8	募集要項 p4 2.(4)④イ. 建物規模	必要諸室はオフィス環境整備業務報告書 p49-52 の必要面積検討一覧表に記載の諸室を想定することによろしいでしょうか。	現時点ではお見込みのとおりです。
9	募集要項 p4 2.(4)④イ. 建物規模	オフィス環境整備業務報告書 p49-52 の必要面積検討一覧表に記載の「執務部門」において、p7 に記載の「部門毎」の想定面積、割合等がございましたらご教示下さい。	一部部署については隣接する「おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設」などへの移転が想定されており、報告書に記載の面積は、上記条件を踏まえたものとなります。今後の検討で変更される可能性もあるため、各部署に関する情報提供は、基本設計契約後とします。
10	募集要項 p4 2.(4)④イ. 建物規模	オフィス環境整備業務報告書 p49-52 の必要面積検討一覧表において、相談室・食堂・休憩室・脱衣室・シャワー室・市民活動・キッズコーナー・打合せコーナー・金融機関・売店・飲食店(厨房含む)の要求面積及び割合が 0.00% と記載がありますが、新庁舎想定規模：8,200-8,500 m ² に含まれるものと考え、必要規模は提案によるものとし、検討してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	募集要項 p4 2.(4)④イ. 建物規模	オフィス環境整備業務報告書 p49-52 の必要面積検討一覧表に、基本計画 p14 に記載の(2)共生・協働機能の記載はございませんが、新庁舎想定規模：8,200-8,500 m ² に含まれるものと考え、必要規模は提案によるものとし、検討してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

12	募集要項 p4 2.(4)④イ. 建物規模 オフィス環境整備業務報告書 p40 階級別職員数	オフィス環境整備業務報告書 p40 階級別職員数：476 人は現況の職員数と思われますが、新庁舎における想定職員数は基本計画 p26-27 に記載の 390 人として検討してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	募集要項 p4 2.(4)④ウ. 構造	『制振構造、免震構造は採用しない』とありますが、提案から除外する意図でよろしいでしょうか。	要求性能に対して高コスト過ぎることを理由として、不採用と判断しています。耐震構造と比較してコスト的に有利であれば、提案は可能です。
14	募集要項 p8 6.(5)②ア. 委任状の 要否	委任状について、『②添付書類 注1：「令和 4,5,6 年度大田市建設工事等競争入札参加資格者名簿」に登録がある者については不要』との記載がございますが、様式 1-1 参加表明書には『3.委任状』との記載がございます。 募集要項記載のとおり委任状は不要としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり募集要項の記載内容を正としますので、様式 1-1 については修正をさせていただきます（原位置に注意書きのうえ再掲）。
15	募集要項 p9 6.(5)④書類記入上の 留意事項 様式 4-3 主任担当者の業務経歴等	募集要項 6.(5)④(ア)内の同種業務及び類似業務について、『(略)元請け(JV の場合はその代表構成員)として受託し(略)』とあるが、協力事務所から構造および各設備主任技術者を配置する場合において、様式 4-3 に記載する同種、類似業務には、元請けに限らないものと考えてよろしいでしょうか？	実績認定上の条件に変更は無く、元請けに限ります。

16	募集要項 p9 6.(5)④書類記入上の留意事項	同種・類似業務に添付する書類として、『契約書の鑑の写し、仕様書の写し、業務完了したことが確認できる書類など…』と記載がありますが、様式3（資格要件書）、様式4-2（総括責任者（管理技術者）の業務経歴等）、及び様式4-3（主任担当者の業務経歴等）で記載案件が重複する場合は、添付資料として1部を添付する形で宜しいでしょうか。	兼用できる書類についてはお見込みのとおりで結構ですが、添付書類内に、どの項目で参照するものかが分かるように補記ください。
17	募集要項 p9 6.(5)④提出書類記入上の留意事項	業務完了したことが確認できる書類として、確認済証、及び自社押印のみの完了届等は含まれるものと考えて宜しいでしょうか。 発注者様押印有りの完了通知等が発行されないことが多数あるため、上述内容での対応をお願いできればと思います。	発注者等への提出書類（写し）であれば認められます。
18	募集要項 p9,11 6.(5)④書類記入上の留意事項など	参加表明書等及び技術提案書等の提出方法について、正本1部、副本7部をA4判ファイル綴じにて提出いたしますが、参加表明書等のファイルには業務名・参加者名を正副共に記載、技術提案書等のファイルについては、正本のみの記載としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

19	募集要項 p10 6. (5) ④ (イ) (ウ) 様式 4-2、様式 4-3 の添 付書類	管理技術者及び各主任技術者の従事した立場を証明する書類について、PUBDIS 登録を行った業務や、管理技術者及び主任技術者届を提出した業務については問題ございませんが、主任技術者届を提出していない業務(特に積算主任について)は、建築士法にかかる書類(重要事項説明書や建築士法第 22 条の 3 の 3 の規定に基づく書面)の提出、または自社の従事証明書の提出としてよろしいでしょうか。	質問 17 での回答のとおり、発注者等への提出資料は認められますが、自社内製の証明は認められません。
20	募集要項 p12 7. (3) ②プレゼンテーション及びヒアリング出席者	『出席者は、管理技術者、建築(総合)主任担当者を必須とし、その他各業務主任担当者の中から選出した計 3 名以内とする。』との記載がございますが、他にパソコン操作者の参加を認めて頂けませんかでしょうか。	出席者は、募集要項のと通りの範囲に限ります。
21	募集要項 p12 7. (3) プレゼンテーションおよびヒアリング	プレゼンテーション時に投影する資料として、技術提案書内の文章および図表は変えずに、文字等を見やすくするためにレイアウトを再構成したスライドを利用することは可能でしょうか。	7. (3) ④に定める範囲内において、図の拡大やレイアウト変更などの再構成は認められます。
22	審査要領 p2 3. 参加表明書等評価	管理技術者及び各主任技術者の業務実績・業務経歴について、従事した立場によっての評価の優劣はございますでしょうか。	従事した立場は評価対象としないため、評価の優劣はありません。

23	業務委託要領書 p1 1.2.(1) b. 用途地域 及び地区の指定	用途地域及び地区の指定について、『商業地域、第一種 住居地域』とありますが、基本計画p24表3-1建設予定地 概要では『商業地域』となっています。商業地域と考 えてよろしいでしょうか。また、防火地域、準防火地域の 指定は無いと考えてよろしいでしょうか。	用途地域は商業地域です。詳細は当市 HP をご参照くだ さい。(階層:トップ / 行政用のトップ / 組織別情報(組 織部署から探す) / 建設部 / 都市計画課 / 都市計画係 / 都市計画 / 都市計画区域、用途地域について) また、防火地域、準防火地域の指定はありませんが、建築 基準法第 22 条指定区域となります。
24	業務委託要領書 p4 2.(4) d. 資料の貸与 及び返却	地質調査資料の貸与時期が「令和 7 年夏頃貸与」とあり ますが、杭の要否や上部構造を判断するために、基本設 計の最初の段階で貸与いただくことは可能でしょうか。	事業進捗の都合上、令和 7 年度に調査となるため、令和 6 年度時点での情報提供は不可能です。 ただし、基本設計の最初の段階において、過去の別事業で 調査した隣接地などの情報については、提供できる可能 性があります。
25	基本計画 p3 関連計画「第 2 次大田市 総合計画（後期計画）」	「木質バイオマス発電などの再生可能エネルギー導入を 推進」とありますが、新庁舎で整備する想定はありませ うでしょうか。また、大田市での採用実績があればご教示 ください。	新庁舎における再生可能エネルギーの導入については、 LCC の低減が図られる場合に行うこととし、ZEB 化等の 提案をいただく中で検討します。 なお、市公共施設での採用実績はありません。
26	基本計画 p3 関連計画「大田地球温暖 化対策実行計画（区域施 策編）」	「市内各施設への木質バイオマスボイラーの導入検討」 について言及がありますが、新庁舎で整備する想定はあ りますでしょうか。また、大田市での採用実績があれば ご教示ください。	質問 25 での回答のとおりです。
27	基本計画 p19 2.2.4 (1) 行政執務機 能について	新庁舎に入居する部署の想定があれば、ご教示ください。 また、それぞれの部署の職員数もご教示いただくことは 可能でしょうか。	質問 9 の回答のとおりです。また、総数については質問 12 の回答のとおりとし、各部署の職員数については、現 時点においては大田市庁舎オフィス環境整備業務報告書 を参考（p40 階級別職員数など）ください。

28	基本計画 p20 2.2.4 (2) 議会機能について	傍聴席も含めた議場の座席数の想定があれば、ご教示ください。	現在調整中のため、基本設計契約時にお示しすることとします。
29	基本計画 p22 2.2.5 市民に親しまれ、大田らしさを感じられる庁舎	大田市産木材の樹種、供給量について、ご教示いただくことは可能でしょうか。	主要な構造体に利用可能な供給量を持つ樹種としてはスギとヒノキがあり、供給量はスギの方が多い状況です。そのほか、内装の一部などに利用可能な樹種としてはマツがあります。
30	基本計画 p31 4.2.2 駐車・駐輪場の規模	公用車の車種（特に大型車）をご教示ください。	現庁舎に配置している車種および台数は以下のとおりです。 普通車 7 / 軽乗用 19 / 軽箱バン 41 / 原付 4 台 計 71 台 基本計画では同等台数のスペース確保を踏まえて 80 台と設定しています。
31	基本計画 p31 4.2.2 駐車・駐輪場の規模	駐輪台数（20台）の外来、職員の内訳をご教示ください。（現有の駐輪場の外来、職員用の駐輪台数共）	基本計画記載の台数はすべて来庁者用としての想定です。
32	基本計画 p34 6.1 構造計画	想定されている部分免震装置等を必要とする災害対策重要設備等をご教示ください。	現時点で具体的な想定はしておりませんが、今後の設計での検討によります。
33	大田市駅前周辺東側土地 区画整理事業（事業概要書） p3	大田市駅前周辺東側土地区画整理事業（事業概要書）の計画平面図に示されている新庁舎敷地北西の角地の利用形態（歩道、ポケットパーク等）及び管理者等をご教示ください。	駅との連絡を想定した敷地形状としています。利用形態および管理方法についてはご提案ください。なお、所有者は市となります。
34	大田市駅前周辺東側土地 区画整理事業（事業概要書） p3	建設予定地及びその周辺のインフラ状況（上水・下水・ガス・電力・通信）のわかる情報があれば、ご教示ください。	ガスを除くご提示いずれのインフラとも、土地区画整理事業において、建設予定地隣接の道路まで各施設が設置される予定です。都市ガスは通っておりません。

35	大田市駅前周辺東側土地 区画整理事業（事業概要 書） p3	建設予定地は、現状複数の建物が現存しております。解体計画はどのような物でしょうか？地中への杭や基礎を残置の有無など、新庁舎に関わる内容があれば、ご提示いただくことは可能でしょうか。	原則として、土地区画整理事業にて基礎等の埋設物を撤去することとしています。
36	建設予定地配置図	参考の建設予定地配置図で南側及び東側の道路との段差が想定される部分の敷地境界は法肩（一点鎖線の範囲）と考えて宜しいでしょうか。	東側道路と南側道路の一部については、土地区画整理事業にて擁壁を設置予定です。 本プロポーザルにおいては法尻、擁壁基礎（一点鎖線の範囲）を境界としてご提案ください。
37	建設予定地配置図	新庁舎の建設予定地の北側の民地(民間バス会社)について、計画案がございましたら、ご提示可能でしょうか？例えば、バスの出入口との関係性等が新庁舎の計画においても配慮が必要と考えます。	現在バス会社において計画中であり、現時点でお示しできるものではありません。
38	建設予定地配置図	建設予定地に隣接する市道（柳井大正西線）について、その南側の宅地の建設予定(建物用途)など、想定があれば、ご提示いただくことは可能でしょうか。	個人への換地となり、市としての想定はありません。
39	建設予定地配置図	敷地北側(民間バス会社の民地側)に90 c mの段差がありますが、その部分の大田市の計画がありますか、ありましたら、ご提示ください。	一部の範囲は土地区画整理事業において、擁壁を設置済みです。その他の部分について、現時点で計画はありません。